平成２５年（フ）第７４８号
愛知県小牧市藤島町梵天168番地６、申立時の住所愛知県小牧市藤島町居屋敷249番地
債務者　田中　鈴子
法定代理人成年後見人　相川　悟郎
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４９号
名古屋市守山区小幡４丁目８番６号　ＳｑｕａｒｅＨｏｕｓｅ102号
債務者　吉田タケシ
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７０号
京都市右京区嵯峨野六反田町10番地１　ハイツ水喜Ａ棟102号室
債務者　津波こと高橋こと　鈴木　　愛
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７８５号
京都市南区西九条西柳ノ内町40番地
債務者　堀　　清次
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８４２号
京都市右京区西京極東町６番地２　アラミス401号
債務者　小林　若菜（旧姓大上）
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９２号
京都市南区吉祥院御池町１番地１　デルフィ西大路605号
債務者　鵜沼　孝至
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６８５号
広島市東区戸坂千足２丁目９番14―808号
債務者　有地真由美（旧姓上岡）
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４５号
広島市安佐南区祇園７丁目15番３―101号
債務者　井手　優子
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９号
香川県さぬき市鴨部3234番地
債務者　山西　大輔
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１７号
福岡市西区愛宕２丁目10番15―303号
債務者　堀江　　治
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３６号
福岡市南区高宮１丁目12番４―403号
債務者　船山　房栄
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６４号
福岡市博多区美野島２丁目24番７号
債務者　田中　博子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０６０号
福岡市東区舞松原２丁目11番３号
債務者　貞松　茂樹
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７９号
福岡市博多区博多駅前３丁目30番15―1105号
債務者　杉尾　　真
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１４２号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘３丁目６番21号
債務者　原　　辰彦
１　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１５４号
福岡県福津市宮司６丁目２番１号
債務者　谷口あさみ
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６４号
福岡県大野城市乙金１丁目12番９号
債務者　川上　美紀（旧姓副島）
１　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部